

江戸幕府の名所・旧跡調査に関する一史料

山本 英二

はじめに

近年の近世史研究では、名所・旧跡に関する研究が増えている⁽¹⁾。一九九〇年代以降、日本近世史の問題関心は多様化し、寺社をはじめとする宗教史や文化史、あるいは観光史といった新たな研究領域の開拓も始まっている。とくに名所・旧跡に関する研究は、ひとつには近世の物見遊山を代表する寺社参詣を手がかりにすすめられている。また寺社縁起といった由緒にかかわる言説としても注目されている。

近世の名所・旧跡を調べる手がかりとしては、名所図会や地誌といった書籍や編纂物が史料として用いられることが多い。こうした書籍類は、かつての

史料調査では雑文書に分類され、ほとんど利用されなかつたが、最近では近世文学と近世史の学際的な協業によつて、飛躍的に研究が進展している⁽²⁾。

しかし、いわゆる村方文書（地方文書）のなかから名所・旧跡に関する史料を直接見つけ出して、研究しようとする、なかなか難しいのが正直なところである。今回紹介する史料は、偶然村方文書のなかに混じっていた江戸幕府の名所・旧跡調査に関する文書である。

一 名所・旧跡調査書上の紹介

本文書は、信州大学人文学部日本史研究室所蔵の信濃国更級郡今里村更級家文書・史料番号四―二号

文書である。更級家文書は、松本市内の古書肆を通じて日本史研究室に架蔵されたものである。

今里村は、天保郷帳では村高一一六四石余、上田藩の飛地と幕府中之条代官所領の相給村落である。

今里村の大半は上田藩領に属し、幕府領は八八石八斗五升三合に過ぎない。

文書の形態は美濃判の豎型継紙で、いわゆる「状」と分類される一枚物の下書である。差出人は更科(更級)郡今里村の村役人(名主・組頭・百姓代)、受取人は中之条役所、すなわち信濃国中之条代官所で、文化二年(一八〇五)当時の中之条代官は、恩田新八郎である。そして文書の内容は、以下の通りである。

乍恐書付ヲ以奉申上候

更科郡之内名所旧跡御尋被仰付候得共、当村_{ニ而茂}

委儀を相存知申候者_茂無之候得共、所之者往古よ

り申伝来り候之通り口上書ニ奉申上候、

一、姨捨山 姨ヶ石

甥石 姪石 鏡臺山 冠嶽 有明山 桂の木

一夜山 鏡ノ池 田毎月 雲井橋 千曲川

更科川

右、十三景_与申候、観世音信濃国札所 八幡森

一、若宮八幡宮

一、塩崎村之内長谷観世音右同断札所

一、川中嶋之内小嶋田村_ニ八幡原_与申少之芝間有之、

是ハ川中嶋合戦之節之陣馬跡有之由_ニ申来り、

一、杵淵村_ニ武田典厩之御臺所有之、典厩寺_与申候、

一、茶臼山_与申古城山跡 有旅村_与申所_ニ御座候、

一、竹ノ城_与申古城山跡 岡田村_与申所_ニ御座候、

一、琵琶城_与申古城跡 牧嶋村_与申所_ニ御座候、

一、曲路橋 山中水内村辺_ニ御座候、

右之通り、従往古及承候場所、此外_ニ無御座候、

一、当村農業之間、稼方之儀_者、耕作之間_{ニ者}、男

ハ薪取、女ハ木綿布稼仕候、右御尋_ニ付申上候

所、相違無之候、以上、

文化二年丑五月日

更科郡

今里村

名主 判
組頭 判
百姓代判

中之条

御役所

内容は、中之条代官所からの問い合わせを受けて、更級郡内の名所・旧跡について、往古からの伝承を調べて今里村の村役人が報告したものである。

書き上げられているのは、姨捨山十三景、八幡森の信濃国札所、若宮八幡宮、塩崎村長谷観世音、小島田村の八幡原にある川中島合戦の御陣馬跡、杵淵村の典厩寺、有旅村の茶白山古城山跡、岡田村の竹ノ城古城跡、牧島村の琵琶城跡、それに山中水内村辺りの曲路橋である。そして口上書の最後には、今里村の「稼方」に生業に関する一条が書き添えられ

ている。

まず最初に登場する名所は、姨捨山十三景である。姨捨山は、冠着山あるいは更級山とも呼ばれ、古くは『古今和歌集』にも歌枕として登場している。山すそに展開する棚田は、田毎の月として知られている。十三景は、姨捨山中およびその周辺にある勝景を掲げているが、諸書により異同がある⁽³⁾。

つぎの八幡森の観世音は、信濃国三十三番札所のうち、第十四番札所の長楽寺（千曲市八幡）のことだろう。姨捨山十三景の箇条に含まれるかたちで記載されているのは、長楽寺が姨ヶ石の傍らに位置するからであろうか。

若宮八幡はよくわからないが、更級郡若宮村（現千曲市若宮）にある左良志奈神社のことだろう。塩崎村の長谷観音は、信濃国三十三番札所のうち第八番札所の長谷寺（長野市塩崎）である。

つづく小島田村（長野市小島田）の八幡原にある陣馬とは、永禄四年（一五六一）の川中島合戦の折

に、武田信玄が本陣を置いたところである。三太刀七太刀で著名な武田信玄と上杉謙信の一騎打ちの場所とも、軍師山本勘助戦死の地ともいわれる川中島合戦随一の名所である。

杵淵村（長野市杵淵）の典厩寺は、永禄四年の川中島合戦で戦死した武田信玄の弟武田典厩信繁の墓所のある寺院である。

有旅村（長野市有旅）の茶臼山城趾は、永禄四年の川中島合戦に際して、武田信玄が本陣を置いたと伝承される茶臼山のことだろうか。

岡田村（長野市岡田）の竹ノ城趾は、詳細は不明。ただ岡田村は茶臼山の東麓に位置する集落である。

牧島村（上水内郡信州新町牧野島）の琵琶城趾は、長野県指定史跡の牧野島城のことで、武田家の武将・馬場美濃守信房が城主を務めたことで知られる要害である。

曲路橋は、犀川の絶壁に架けられていた久米路橋（上水内郡信州新町水内橋場）のことで、『拾遺和歌

集』の歌枕に由来すると伝えられる。橋上が曲折していることから曲橋とも撞木橋ともいった。

二 名所・旧跡調査の背景

この書上に登場する名所・旧跡は、歌枕（姨捨山・久米路橋）、古城趾、川中島合戦の古戰場、信濃国三十三番札所などの寺社仏閣である。しかもそれらの所在地は今里村ではなく、広く更級郡と水内郡に及んでいる。姨捨山十三景のうち有明山と一夜山（一重山）は埴科郡に属し、千曲川は更級郡と埴科郡の境界を流れる。どちらにしてもこの書上は、今里村から提出するかたちを取りながら、更級郡を単位に調査されたものである。

ではなぜ、郡単位に書き上げられたのだろうか。まず考えられるのは、これが江戸幕府による国郡を単位とした全国調査の可能性である。江戸幕府が伝統的な国家の枠組みとして国郡制を活用したことはよく知られている。たとえば慶長・正保・元禄・

天保の国絵図・郷帳調査は、国郡を単位としている。ほかに享和三年（一八〇三）、郡村などの表記をカタカナで取り調べた「諸国郡村仮名付帳」の提出も、領主支配を基礎としつつ、全国を対象とする調査であった。⁴しかし江戸幕府が、名所・旧跡調査を全国的に実施したかどうかは、なお推測にとどまる。それは直接調査を命じた幕府の触書や、他村や他地域での書上を管見のかぎり確認できていないからである。もちろんこれは今後の課題に属する。

もうひとつには、今里村の書上が更級郡内に及んでいる理由は、中之条代官所の支配管轄にある。中之条代官所は、陣屋が埴科郡中之条村（坂城町）に設置され、天明八年（一七八八）段階で、埴科郡一四か村、小県郡一二か村、佐久郡五〇か村、水内郡一三八か村、高井郡四〇か村、それに更級郡一か村の計二五五か村から構成される。⁵つまり更級郡内の中の条代官所支配の村は、今里村だけなのである。中之条代官所は、信濃国一〇郡のうち高井・水内・

更級・埴科・小県・佐久の六郡をカバーしている。幕府直轄領の支配村々を介して、郡域の名所・旧跡を調査しただけでも、国内の調査は相応に調査可能となる。今里村の調査が広く更級郡内に及んでいるのは、こうした特殊な事情が反映したものかも知れない。

くわえて興味深いのは、書上の末尾に農間渡世として、男は薪稼ぎ、女は木綿布稼ぎをしているとの条項が付け加えられていることである。こうした箇条は、村明細帳に記載されることが多い。なぜ名所・旧跡調査に、農間渡世に関する記述があるのだろうか。

この点について示唆的なのは、神谷智の指摘である。⁶神谷によれば、従来の研究では村明細帳の記述内容は、いつも同じ事項がくり返されるばかりで、あまり変化がないとされてきたが、おなじ明細帳であっても、提出目的に応じて記載内容が変化する場合があるという。だとすれば、村明細帳に古城趾や

名所・旧跡が、どのように記載されるかも、重要な問題となるだろう。

ほかに、名所・旧跡調査が実施された文化年間は、江戸幕府の修史事業や地誌編纂といった各種の文化行政が活発化した時期に当たる。それまでは石高以外にはほとんど関心を示さなかった幕府が、十八世紀末から十九世紀前半（寛政→文化・文政年間）に、各種統計調査を本格化させることの意味を、改めて考えてみたい。

とはいうものの、このような名所・旧跡調査に関する史料は、偶然日本史研究室所蔵文書のなかに見いだされたに過ぎない。中之条代官所管轄内の史料に存在するのだろうか、また他の中野代官所や諸藩領といった信濃国一國規模で確認できるのか、さらに全国各地にも実施されたかどうか不明である。あるいは文化年間以外にも調査はおこなわれたのかどうかも知りたいところである。しかしそれらはすべて今後の課題としておきたい。

【註】

(1) 代表的なものとして、原淳一郎『近世寺社参詣の研究』（思文閣出版、二〇〇七年）、青柳周一『近世における寺社の名所化と存立構造―地域の交流関係の展開と維持―』（『日本史研究』第五四七号、二〇〇八年）、青柳周一・高埜利彦・西田かほる編『近世の宗教と社会 一 地域のひろがりと宗教』（吉川弘文館、二〇〇八年）第Ⅱ部・寺社の名所化と宗教者所収の各論文があげられる。

(2) 藤實久美子『近世書籍文化論』（吉川弘文館、二〇〇六年）、鈴木俊幸『増補改訂 近世書籍文献目録』（ベリカン社、二〇〇七年）、鈴木俊幸編集『書籍文化史』第一〜八号（二〇〇〇〜〇七年）、「書物・出版と社会変容」研究会『書物・出版と社会変容』第一〜四号（二〇〇六〜〇八年）参照。

(3) たとえば『善光寺道名所図会』では、十三景に千曲川はなく、かわりに小袋石が数えられている。またほかの十二景の名称も微妙に異なる。

(4) 塚本学「江戸幕府のかな表示地名調について」（『信濃』第三七巻第一号、一九八五年、のち同『小さな歴史と大きな歴史』吉川弘文館、一九九三年所収）。

(5) 『更級埴科地方誌 第三卷 近世編下』(更級埴科地方誌
刊行会、一九八一年)二〇八頁。

(6) 神谷智「天保十二年辛丑二月幡豆郡下横須賀村高反別村
鑑明細書上帳」(『三河地域史研究』第二五号、二〇〇七年)。

【附記】 本稿は、二〇〇六～〇八年度科学研究費補助金・基盤
研究A「地域ブランドの手法による地域社会の活性化」(課題
番号・一八二〇三〇二九 研究代表者・村山研二)の成果の一
部である。

(受稿日 二〇〇八年十月三十一日)

(掲載決定日 二〇〇八年十一月一日)

(やまもと・えいじ／信州大学人文学部)